

## 三田市立図書館雑誌スポンサー募集要項

### 1. 雑誌スポンサー募集の目的

三田市立図書館、三田市立図書館ウッディタウン分館及び三田市立図書館藍分室(以下「図書館」という。)で収集保存する雑誌の充実・確保による市民サービスの向上と、市民による図書館サポートの仕組みづくりを目的に、雑誌スポンサーを募集します。

### 2. 雑誌スポンサー制度の内容

雑誌スポンサー様には、代金をご負担いただいて図書館指定の雑誌を指定の納入業者からご購入いただきます。

ご購入いただいた雑誌は、図書館内の雑誌コーナーに設置します。ご希望があれば、雑誌最新号のカバー表面にスポンサー名を、裏面には広告を掲載することができます。尚、雑誌の調達は図書館が行い、提供された雑誌の所有権は図書館に帰属します。

### 3. 雑誌スポンサーの対象

申請者が、次に掲げる事業者に係るものであるときは、雑誌スポンサーの対象としません。掲載期間中において、これらに該当するに至った場合も同様とします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業及びこれに類する業種
- (2) 兵庫県青少年愛護条例(昭和38年3月31日兵庫県条例第17号)の規定により規制を受けるとる業種その他これに類する業種
- (3) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業
- (4) 武器等の製造業又は武器等の販売業
- (5) たばこ製造業又はたばこ卸売業
- (6) ギャンブル性を有する業種(当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)に規定する宝くじを除く。)
- (7) 投機の商品に関する業種
- (8) 債権の取立て又は示談の引受け等に関する業種
- (9) 占い又は運勢判断に関する業種
- (10) 興信所又は探偵事務所等
- (11) 私的な秘密事項の調査に関する業種
- (12) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (13) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (14) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (15) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再

生・更生手続中の事業者

- (16) 広告の内容に関する法令に違反している事業者
- (17) 公的機関又は行政機関から、悪質な行為等により指名停止又は許可の取消し等の処分又は改善命令、行政指導等を受け、その後当該処分又は命令、行政指導の内容について改善がなされていない事業者
- (18) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないと図書館の長（以下「館長」という。）が認めるもの

#### 4. 契約の期間

契約期間は、雑誌が図書館に納入される月から当該年度末までとします。

#### 5. 契約の継続と解約

期間満了の3か月前までに、図書館またはスポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は継続するものとします。スポンサーが契約期間中に解除を申し出、図書館がこれを受理した場合、購入代金の返却は行いません。

#### 6. 雑誌の選定

雑誌スポンサー様には、図書館が提供する雑誌タイトルの中から、提供いただく雑誌タイトルをご選定いただくものとします。また、希望雑誌が重なった場合は、原則先着順とします。

#### 7. 広告規格・表示方法

- (1) ご提供雑誌の最新号カバー表面に図書館が作成した雑誌スポンサー様のお名前を掲載します。表示の大きさは、縦4cm、横15cm以内（説明文を含む）とし、白地に黒の印字となります。貼付け位置は、カバー表面の底辺より4cm上部の中央とします。ただし、個人のスポンサー様については、お名前の掲載はいたしません。
- (2) 最新号カバーの裏面にスポンサー様が作成した広告を1枚挿入できます。広告は、当該雑誌の最新号カバーに収まるサイズとし、片面印刷のものをご用意ください。
- (3) 広告の掲載は、原則として契約期間内に納入されたもので、次号が出版されるまでの間とします。ただし、隔月刊、季刊の雑誌については、図書館での最新号としての扱いが刊行後1か月間となるため、掲載期間は、年間換算で隔月刊が6か月間、季刊が4か月間となります。
- (4) 2か月に一度、裏面広告の内容を変更することができます。
- (5) 雑誌の設置場所は図書館で決定します。

#### 8. 広告の内容及び掲載しない広告の基準

広告の内容は、図書館の公共性を損なうおそれがないものとし、掲載する場合は、スポンサ

一様と図書館が協議するものとします。次の各号のいずれかに該当すると認められる広告は掲載しません。

- (1) 選挙、政党及び政治団体等政治活動に関連する広告
- (2) 広告主の代表者等の写真を含む広告
- (3) 社会問題や係争中の事案に係る声明広告
- (4) 国内世論が大きく分かれている事項に関する広告
- (5) 第三者を誹謗、中傷又は排斥する広告
- (6) 宗教団体による布教推進を主目的とする広告
- (7) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり不安を与える恐れのある広告
- (8) 市が推奨しているかのような誤解を与える広告
- (9) 人材募集等の求人広告
- (10) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のない広告
- (11) 暴力や犯罪を肯定し、又は助長するような表現を用いた広告
- (12) 残酷な描写等善良な風俗に反するような表現を用いた広告
- (13) 暴力又はわいせつ性を連想・想起させる広告
- (14) ギャンブルを肯定する広告
- (15) 青少年の人体・精神・教育に有害と認められる広告
- (16) 消費者保護の観点から適切でない広告
- (17) 誇大な表現(誇大広告)、根拠のない表示又は誤解を招く恐れのある表現を用いた広告
- (18) 投機・射幸心を著しくあおる表現を用いた広告
- (19) マルチ商法、催眠商法等、悪質商法と認められる事業に関する広告
- (20) 法律の定めのない医療類似行為の広告
- (21) 法令で認められていない業種・商品の広告
- (22) 前各号に掲げるものの他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると館長が認めるもの

## 9. 広告料の額

雑誌購入代金をもって広告料とします。

## 10. お申込み

随時申し込みを受付します。(ただし、契約期間はスポンサー決定月から該当年度末まで。) 本館、ウディタウン分館、藍分室のうち設置希望館を指定してください。

## 11. スポンサー及び広告内容の審査

お申し込みいただいた際には、広告の内容を含め、審査を行います。

## 12. お申込み方法

雑誌スポンサー申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、三田市立図書館本館にお申し込みください。申込書は押印(法人・団体の場合は代表印)し、下記の書類を添付して直接ご持参いただくか、ご郵送ください。

なお、同じ雑誌に申込みが重複した場合は、原則先着順といたします。

### ○申込書に添付いただく書類

(1) 広告原本

(2) 法人・団体の場合は、会社概要等、業種等が判別できる資料

又、個人で広告掲載を希望の場合、広告内容の確認ができる資料

### ○お申込み先

〒669-1535 三田市南が丘2丁目11-57 三田市立図書館本館

電話番号:079-562-7300 ファクス番号:079-562-7301

## 13. 決定通知等

スポンサー様を決定した際は、決定通知書(様式第2号)をお送りした後、速やかに覚書(様式3号)を締結します。また、落選の際も文書にてご通知させていただきます。

\*同じタイトルの雑誌を次年度も継続された場合、決定通知書(様式第2号)は送付いたしません。覚書の締結のみとなります。

## 14. 代金のお支払い方法等

代金のお支払い等については、次のようにさせていただきます。

(1) ご提供いただく雑誌代金のお支払いは、図書館が指定する納入業者に直接お支払いください。

(2) お支払いは雑誌スポンサー期間の全額をまとめて、一括先払いといたします。価格変動による追加徴収や返金については行いません。

(3) お振込の場合の振込手数料は、スポンサー様にご負担ください。

(4) ご提供いただく雑誌が休刊または廃刊により購入不能となった際は、図書館と協議の上別の雑誌をご提供いただきます。

## 15. その他

その他、本募集要項の特別の定めのない事項については、図書館とスポンサー様の協議の上、定めるものとする。

(令和2年1月31日制定)